



発行所 友道所番
加治木町 元田印刷
岩原吉電話 114
兼行集刷所
加治木町 向江

外 號

四月に行われる選挙

縣議會議員選挙と 縣知事の選挙とは四月二十三日同じ日に行われる。町議會議員の選挙と町教育委員会の委員の補欠選挙とは四月三十日同じ日に行われる。

●選挙人名簿

選挙の日に投票所に行きますと投票所の入口で係員が名簿をめぐって投票を行う人の名前を一人一人調べますがその名簿が法律で定められた細かい手続によつて作られている選挙人名簿であります。この名簿には選挙人の住所氏名生年月日がついています。この名簿に名前がのつていないと選挙権がある者でも投票の日にその者は投票はできません。そのためにこの名簿を作るには誤りや洩れのないように細い規定に従つて全一せいに各市町村選挙管理委員会が毎年九月十五日において選挙人名簿を調べ十月三十一日まで作り十一月五日から十五日の間一般に見せたりや資格があれば異議の申立てがとどけられ十一月五日からその日までの直さずして十二月二十日法律でできた選挙人名簿としての力をもつものになるのであります。これを基本選挙人名簿とします。これは一年たてば新しい名簿と替へるのであります。しかしその補選が行われるときは後から二十才になつたり住所の期間が三ヶ月になつたり基本選挙人名簿に洩れていたりする人が出て来ますのでこれらの人から申請を受けて名簿を作ることになります。これを補充名簿とします。この補充選挙人名簿に載るには本人の申請や申出が絶対の要件となつていますので申請や申出をしないと載せられません。その申請の期日は今度の縣議會議員及び縣知事の選挙では四月十一日から四月十三日までの三日間でこの期間に申請すれば四月二十三日の選挙から投票ができるのであります。なおその期間に申請のなかつた人は四月二十二日から四月二十三日まで申請すれば四月三十日の町議會議員及び町教育委員の選挙では投票ができます。この申請する人はその期間内に町役場内選挙管理委員会に印鑑をもつて来ていただけば申請の手続を無料で簡単にいたします。

●投票の心得

一、入場券
選挙日が始まつたら各人の氏名や番号、投票場等を書いた紙片を選挙人に配布してあります。これが投票所の入場券であります。過去最近の選挙から基本選挙人名簿に洩れていない人や満二十才になつた有権者等をもつて、ひろひあげて全員洩れなく載せたい気持でこの入場券を補充名簿を作る前に各家協力を早目に（選挙投票日前二週間）つくづくよう実行して行くから皆様のお協力を願ひます。投票の日はこの入場券をもつて投票所に行くところの入口で名簿を調べて引換えに投票用紙を渡されます。もし入場券が配られなかつた場合はそれを申請して取りかへる場合があります。投票のときに入場券をなくした場合は投票所に行きその旨を申し述べたらよいので棄権しないようにして下さい。

二、投票の書き方

イ、投票所に候補者の氏名が貼つてありますからよくみて書くときはつきりした漢字を知らないときはかたかなでも、ひらかなでもかまいません。ロ、一枚の投票用紙に一人だけ書いて下さい。二人以上書くといづれも無効になります。ハ、四月二十三日の選挙では縣議會議員の投票用紙は赤刷、縣知事の投票用紙は黒刷ですから間違えは無効になります。ニ、四月三十日の選挙では町議會議員の投票用紙は赤刷でそれには町議會議員の氏名を、町教育委員の投票用紙は青刷ですからそれには町教育委員の候補者の氏名を書いて下さい。これを間違えは無効になります。ホ、投票用紙を渡すときは係員が何の用紙かを説明しますがわからないときはよく聞いて下さい。ヘ、投票所に入つたらそばの人と誰を書くかを話し合わないで下さい。ト、年度の候補者には氏名や名の同じ者が多いようですから開票のときみわけのにこまりますから「氏名」はせひはつきり書いて下さい。チ、書く所（記載所）には一ぺんに二人以上入らないで下さい。先の人がすでにから次の人が代つて入つて書いて下さい。リ、投票用紙を書きかえたりやぶれたりまたはよごれたりしたときはすぐ係員に申し出て取り替へて下さい。そのまゝ投票すれば無効になります。ス、候補者一人の氏名だけをのつていたり点や丸や又は符号などを書かないで下さい。余計な印などがついていると無効になります。ル、型紙をのせて書いてはついたりふつたり紙に書いてきてそれをのつたりつたりしないで下さい。それはすべて無効になります。エ、字が書けない人は書いてないのをそのまゝ投票しないで係員に申し出て下さい。係の人が代つて書いて上げます。これを代理投票といふ。オ、書いた投票は自分で投票箱に入れて下さい。

三、不在者投票

やむを得ない理由があつて選挙当日投票所へ行けない人が便宜上投票する制度である。

その期間は選挙の期日の告示があつた日から選挙当日の前日までである。こんどの地方選挙には縣知事選挙は三月二十九日から縣議會議員の選挙は四月三日からいづれも四月二十二日まで町議會議員及び町教育委員の選挙は四月二十日から四月二十九日までである。

(イ)不在者投票のできる人
1、よその土地（郡市外）で働いているもの
2、旅行や用件でよその土地（郡市外）に滞在在中のもの、交通機関の事故や天災で選挙当日まで歸れないもの
3、都道府縣の選挙管理委員会が指定する病院患者、監獄所、少年院に入れられている人
4、交通が不便であるところで中央選挙管理委員会が指定した地域（離れ島や山奥）に住んでいるか、滞在しているもの
(ロ)どうやって投票するか
1、その土地で働いている場合は自分の市町村の選挙管理委員会に投票用の「封筒」と「投票用紙」を送つてもらい、それに候補者名を書き込み封した上その土地の選挙管理委員会を通じて送り返してもらう。この場合他の封筒や紙を使つたり直接郵便で送つたりすると無効になります。
2、旅行にでかけるときは町役場内不在者投票所に来て投票して下さい。
3、国立療養所や国公立病院患者、刑務所拘留所、少年院内では病院長、所長を通じて投票用紙をもらい病院長、所長に提出します。
(ハ)不在者投票に必要な封筒
この投票には普通の投票と違つて「封筒」がつきものであります。封筒は投票の秘密を保つため投票用紙と共に選挙管理委員会からもらいます。それにはもう理由があるという「証明書」が必要であります。この証明書は自分の「会社の社長、官公署の長、町長等」からもらはなければいけません。「自分が業務主であるときは自分の証明書でよいのです。一般の人は町職員の証明でよいのです。不在者投票は郵便の都合などで期日におくられて無効になることもありまますから郵便によるときは請求、交付、受領、投票などの日数を考えて間に合うように早目に、心配になるときは速便で行つて下さい。なお不明の点は町選挙管理委員会におたづね下さい。

町選挙管理委員会

加治木町は今度町議會議員一般選挙と町教育委員会の委員の補欠選挙を同時に行うことに定められた

告示 四月二十日
選挙期日 四月三十日

選挙期日と候補者

選挙管理委員会は選挙を行うことをその選挙の日の前即ち知事選挙は三月二十九日縣議會議員は四月三日町議會議員及び町教育委員会は四月二十日に、さだめられた手続によつて一般の者に告知せなければならぬ、これを「選挙期日の告示」とし、選挙期日が告示されるときは早速その日から選挙期日の五日前までに候補者届又は候補者推薦届を選挙長（事務所は町役場内）に提出する、候補者やその運動員はこの届出をしないうちに選挙運動をすることは法律で禁止してあるので届出をすませると法律で許された範囲により選挙期日の前日まで選挙運動をすることができ。

立候補届書に添附する書類は

- 1、選挙事務所設置届、
- 2、出納責任者選任届、
- 3、黨所屬証明書、
- 4、履歴書二通、

改正公職選挙法の中で問題の多いと思はれる選挙運動に関する部分を抜いて参考にした。

今回の改正法の目標が最終的に金のかからない、品位のある選挙の実現におかれてる以上選挙運動の規則に関する改正も當然その目標を目指している。

一 飲食物の提供禁止

従来は湯茶を除く一切の飲食物の提供が禁止されていたが湯茶に伴い通常用いられた程度の菓子や選挙運動に提供することが許されることになった。具体的にはお茶、お菓子の如き菓子である。従つて非常に高級な菓子の提供まで許す趣旨ではない、勿論酒の如き菓子でないものは従来どおり禁止される。次に弁当は左記のような条件の下においてのみ提供が認められることとなった。

- (一)選挙運動期間中に限られること。従つて立候補の届出前や選挙期日の当日において提供することは禁止される。
- (二)運動員及び労働者に対してのみである。陣中見舞に来た選挙人に弁当を提供することは違反となる。應援士は運動員であるので提供することは差支えない。
- (三)選挙管理委員会の定めた弁当の範囲内であること。弁当の提供に要する実費が選挙管理委員会の定めた一食分一日分以内の最高額を超える場合は違反である。
- (四)選挙事務所において提供すること。選挙事務所でも食事も食事も携行して外部で食事しても差支えないが弁当の提供はすべて選挙事務所においてなされることを要する。

(五)候補者一人につき四十五食分に選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数分の範囲内に限ること。提供しうる弁当数の最高限は何れの候補者についても同一であり立候補がおくられても同一数までの弁当の提供は認められる。又これらの提供し得る弁当数はどのような配分で提供しても差支えない、一日につき何食分に限るといふような制限はない。

(二) 個人演説会の制限改正は次の二点である

①従来個人演説会とみなされていた「候補者が共同して行う演説会」は明確な欠くので「候補者が相互に意思を通じ共同して行う演説」に改められた。幕間演説等は回数に算入されることなく自由に開催されることになった。

②従来個人演説会とみなされていた「候補者のために合同して行う演説会」は禁止された。

合同演説会とは公職の候補者以外の者が開催する二人以上の候補者の合同演説会でありこれが禁止されるのは衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員の選挙に限られその他の選挙においては禁止されない。

(三) 連呼行為の禁止

連呼行為とは「短時間に短い文句を連続反復して呼ばれること」であり一般的に禁止されたが演説会場又は街頭演説の場所においてすることは許される。「演説会」において「立会及び個人演説会場においてその演説の直前直後合間等において演説の一部として会場において連呼行為をする」ことであり、演説会場から街頭に向つて連呼行為をすること等を認める趣旨のものではない。街頭演説の直前直後合間に街頭演説の一部としてその場所において連呼行為をすることを認める趣旨であつて街頭演説らしい演説もしないで次から次へと場所を移動しながら連呼行為をすることは許されない。

演説の場所においても連呼行為をすることができ、演説とは例えば青年会婦人会の集合、映画の幕間等を利用して行う演説のことである。屋内又は施設の内においてその演説会にならない演説即ち聴衆が演説を聞くことを目的としないので集合している場合にする演説である。このような演説をする場合にもその演説の一部と認められる限度でその場所においてなら連呼行為をすることは許される。

(四) 立会演説会當日の他の演説會等の禁止制限の次の点が改正された

一、制限時間、従来は立会演説会の開催当日は一日中他の演説会を開催していたが、今回の改正により「立会演説会の開催予定時刻の二時間前から終了予時刻の、開演までの間」に限つて禁止されることとなつた、即ち制限が緩和されたのである。夜間立会演説会が開催される場合には日中はその会場の周囲三町以内の区域においても演説会等を開催することができることになる。

(五) 選挙事務所

イ、設置できる者は、候補者又は推薦届出者、
ロ、推薦届出者が設置者である場合は候補者の承諾を得た事を証明する書面を添えること。又推薦者が二人以上あるときはその代表者である事を証明する書面を併せて提出すること。

ハ、選挙事務所の数は候補者一人につき一ヶ所、
ニ、選挙事務所に表示するポスター、立札、看板の規格は縦二七三釐、横七三釐である。尚縦の二七三釐の中には看板の脚も含む、
チヨウチンは一ヶだけ使用できる。高さ八五釐、直径四五釐、
選挙事務所に掲示するポスター立札看板に枚数の制限はないので何枚掲示しても可い。

ホ、選挙事務所に関する制限。選挙当日において設置し得るが選挙当日において投票所を設けた場所の入口から三町(三二七米)以外の区域でなければいけな(投票所の入口とは例えば学校等はその門口をいう)

(六) 未成年者の選挙運動の禁止

満二十才未満の者は選挙運動をすることはできない。但し選挙運動のための勞務に使用する場合はこの限りでない。

(七) 別訪問

全面的に禁止されているが個々の面接はよく。

(八) 飲食物の提供の禁止

いかなる名義をもつてするを問はず飲食物を提供する事は従前と同様であるが前記のとおりである。

(九) 選挙當日の選挙運動の禁止

法の定めるところにより選挙当日は運動を禁止されてある。

(10) 自動車の使用の禁止

町議、町教育委員の場合自動車、船舶の使用は禁止されてある。但し自轉車(原動機付を含む)ソリ、馬力、荷車、リヤカー等の使用には何等の制限もない。しかしソリ等に文書圖画を掲示することはできない。

(11) 擴聲機の使用

候補者一人に對し一機が認められてある。この擴聲機使用について立候補の際に選挙より交付される表示板を取付けなければならない。

(12) 連呼行為の禁止

何人も選挙運動のため連呼行為をする事はできないが前記のとおりである。

(13) 文書による選挙運動

大別すると頒布と掲示との二つに分ける事ができる。町教育委員、町議選挙の場合には頒布による選挙運動は一切禁止されておる故に通常葉書の使用はできない。

掲示によるもの

(イ)選挙事務所を表示する看板、ポスター、チヨウチンの類、前にのべたとおりである。ポスター、立札、看板、チヨウチンは一ヶに限られる。

(ロ)腕章、タスキ、陶章、旗、候補者の氏名を記載したタスキ、陶章、旗、腕章(委員会が交付したものを除く)はポスターの類と解されるので演説会場での演説の開催中又は街頭演説の場所で使用することは差支へない、但し旗の場合は縦二七三釐中七三釐の範囲内であればならない。

◎のほり、吹流、アドバルーン、ネオンサインは使用禁止されておる。

◎選挙運動用ポスター

(イ)ポスターの制限枚数は二〇〇枚である。
(ロ)ポスターの大きさは、タブロイド型長さ四一釐、巾二八釐を超えてはならない。これは選挙の検印を受けなければ掲示する事はできない。検印を受けるには白紙でなく掲示できる状態のものにして受けなければならない。尚このポスターには掲示責任者及び印刷者の住所氏名を記載すること。
(ハ)ポスターの図案と内容及び使い方。
記載の内容については制限はない又色刷にも制限がない、尚これが用途についても制限もない。以上のようなものであるが図案色彩も人目をひくように考案もでき寫真等を入れその抱負を記載してもよい。
(ニ)ポスターを二人以上使用した場合、一枚のポスターに二人以上の候補者を連名で記載した場合それぞれの候補者について一枚として計算される。

(ホ)ポスターの掲示。ポスターは國、地方公共団体、日本国有鉄道、日本専賣公社、日本電信電話公社の所有し管理するものには掲示できない。これらに貼られた場合は違反文書となる。しかし次の場合承諾を得ればよい。一、橋梁(鉄橋は含まない)二、電柱、三、公營住宅。
(ヘ)電柱、三、公營住宅。

(14) 言論による選挙運動

A、公營によるもの
一、個人演説会の開催については候補者及び第三者であり、使用施設は学校で使用は一回限り無料である、故に公營施設使用の個人演説会という。
二、申し出、個人演説会を開催しようとする場合は開催すべき日二日前までに定められた様式により申し出なければならない。
B、自由によるもの
街頭で選挙運動のため演説することは候補者はもとより第三者が候補者のために演説することも自由である。しかし演説する場合演説者が必ずとなり、街頭演説用の標旗を掲げなければならぬ。候補者以外には運動員、勞務者十五人に制限されかつ街頭演説用の腕章をつけていなければならない。

◎街頭演説は午前六時から午後九時までの間に限られている

(15) 選挙運動費用の制限額は次のとおりである
町議會議員、二万三千元
町教育委員六万三千元

(16) 選挙運動に従事するもの又は選挙運動のため使用する勞務者に對し支給することが出来る実費弁償及び報酬の最高額は次のとおりである。
一、選挙運動に従事する者一人に對し支給することができる実費弁償額、
1、鉄道賃、鉄道旅行について路程に應じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃の額、
2、船賃、水路旅行について路程に應じ旅客運賃等により算出した二等、又は三等運賃の額、
3、車賃、陸路旅行(鐵道旅行を除く)について路程に應じた實費額
4、宿泊料、(食料二食分を含む)一夜につき八百円。
5、弁当料、一食につき三百円、一日につき三百円。
6、茶菓料、一日につき三十円。

二、選挙運動のため使用する勞務者一人に對し支給することができる報酬の額、
1、基本日額、三百五十円、
2、超過勤務手當、一日につき右の五割、
三、選挙運動のために使用する勞務者一人に對し支給することが出来る實費弁償額、
1、鐵道賃、船賃及び車賃第一号123に掲げる額、
2、宿泊料、(食事を含まない)一夜につき六百円。

候補者の氏名ははつきり書いて下さい

有権者の皆さんに特別にお願いしたい
来る四月三十日執行の町議會議員の選挙に立候補者として今日まで浮び上つておる顔ぶれの中には同性異名或は異性同名のまぎらわしいのがザツト一〇組もあるようです。開票のとき最後に各候補者別に投票をふり分けるときに困りますから投票場には入つて投票を書、ときには姓ばかり又は名ばかり書かないで「氏と名をはつきり書いて下さい」
選挙管理委員会

投票用紙の色

| | |
|-------|----------------------------------|
| 4月23日 | 縣知事は黒刷り |
| 4月30日 | 縣會議員は赤刷り 町會議員は赤刷り 教育委員は青刷り |

投票時間
午前7時から 午後6時まで
但しヒナバ分校と鎮守校は午前7時から午後5時まで